

感染症予防指針

※感染症予防とは感染症にかかる事、また発症した際の重篤化や広がる事を予防する事を総称してここでは感染症予防と記載する事とする。

1. 感染症予防の基本的考え方

- ①寝かせきり、ベッド上の食事、おむつでの排泄、機械浴での入浴等ご本人の力が活かされない生活、廃用症候群を進めるような生活は抵抗力の低下を招き、結果感染症にかかりやすく、広がりやすくなってしまいう事をまず認識する。
- ②ベッドから起きて座っての食事、おむつではなく（P）トイレでの座っての排泄、個浴での自分の力を活かした入浴で寝かせきり生活をなくし、生き生きとした生活をして頂く事で、抵抗力を向上、感染症にかかりにくい、重篤化しにくい、広がりにくい状況をつくる事が一番の感染症予防となる。
- ③このような前提に立った上で、手洗い、マスク着用、アルコール消毒、体調不良（発熱や咳、喉の痛み、激しい下痢等）の際のお休み等の予防策の徹底と感染症（食中毒やノロウイルス、コロナウイルス、インフルエンザウイルス等）発症時の迅速で適切な対応に努める。

2. 感染症予防の基本的方針

1) 感染症予防の体制

担当者を決め、感染委員会を設置しグループ全体で取り組みます。

①感染症担当はその感染症に合わせて責任者を施設長とし、各主任、ケアマネ、相談員、（特養では看護師や管理栄養士）がチームとなって行います。

②感染症委員会委員

施設長：

感染症予防体制の責任者・感染症発生時の行政、保健所対応、各機関への報告、感染予防の指針の作成、指針の浸透・研修の企画（年2回）

主任（GHの場合、ホーム長）：

マニュアル等の原案、更新案の作成、指針推進、発生時の対応、介護職員の健康状態

ケアマネ：

指針を踏まえたケアプラン作成・チームケアのまとめ役

相談員：

ご家族への指針、感染症予防の発信、新規利用者の感染症の既往の把握と対応策

看護師：(特養のみ)

指針推進・利用者の健康管理、医師、医療機関との連携・発生時の対応

管理栄養士：(特養のみ)

指針推進・委託業者への食品、衛生管理の指導・発生時の食事、厨房の対応

以上のメンバーで、月1回委員会内で注意喚起や話し合いを行います。

2) 平常時の対応

①指針の推進

先述の感染症予防の基本的考え方①②にのっとり、ご利用者の生き生きとした生活を目指して、指針を推進し、結果抵抗力の向上するケアを提供します。

②施設内の衛生管理

清掃専門の職員を雇用する事により、生活スペースやトイレ、汚物処理室等の清潔保持を徹底し、季節の変わり目にはエアコンのフィルター清掃、加湿器の点検、設置等で施設内の衛生管理を徹底します。

③ご利用者、職員、面会者等人への衛生上の注意

適時手洗いと必要に応じてマスク着用をして頂きます。血液・体液・排泄物等を扱う場面では使い捨て手袋を着用する等の適切な方法で対処します。面会者には夏場の生物の持ち込みは控えて頂きます。利用者の異常の兆候を出来るだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

3) 発生時の対応

万が一、感染症及び食中毒が発生した場合は、感染症の拡大を防ぐために下記の対応を図ります。

- ①「発生状況の把握」
- ②「まん延防止のための措置」
- ③「発症者への対応」
- ④「関係機関との連携」
- ⑤「行政への報告」

施設長は、次の様な場合には迅速に市町村等の主管部局へ報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い、発生時対応等の指示を仰ぎます。なお、報告書式は、都道府県・市町村の指定様式とします。

<報告が必要な場合>

- ・同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤者が1週間以内に2名以上発生した場合。
- ・同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上が発生した場合。
- ・上記2項目に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染・症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

<報告する内容>

- ・感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
- ・感染症又は食中毒が疑われる症状
- ・上記の利用者への対応や施設における対応状況等

※尚、医師が感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があります。

3. 職員の健康管理

- ・全職員は年1回の健康診断を実施します。
- ・職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため、完治するまで適切な処置を講じます。※インフルエンザ、コロナウイルス予防接種については接種の意義、有効性、副作用の可能性等を十分に説明の上、同意を得て予防接種を行います。

4. 感染症予防に関する職員教育

介護に携わるすべての従業員に対して、感染症予防の基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行います。

- ・定期的な教育、研修（年2回）、訓練（年2回）の実施
※施設長と感染症委員会委員を企画者として実施します。感染症予防の場合、食事、排泄、入浴、介護技術のケアの向上が感染症予防に繋がっている場合が多いため、これらの研修を行う事も感染症予防の研修の一部と位置づけます。
- ・新人職員への入職時研修（指針の周知）

5. 感染症予防指針の閲覧について

この指針は、駒場苑の「共有」→「駒場苑グループマニュアル」→「駒場苑グループ指針」のフォルダ内で、いつでも自由に閲覧することができます。

平成24年3月1日	施行
平成27年10月18日	改定
平成29年10月24日	改定
平成30年10月5日	改定
平成31年4月1日	改定
令和4年4月1日	改定
令和6年4月1日	改定